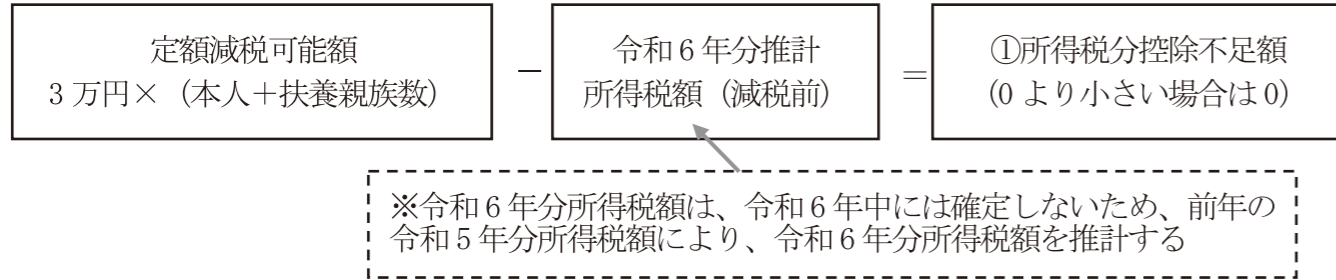
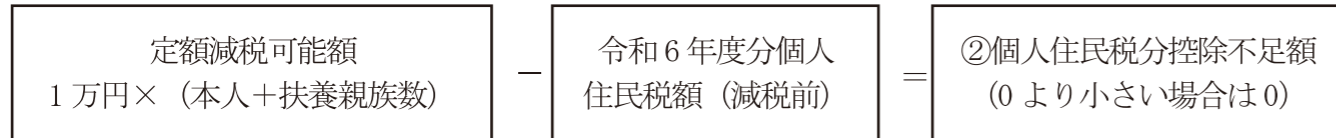


■給付額の算出方法

①「所得税分控除不足額」の算出方法



②「個人住民税分控除不足額」の算出方法



➡ 定額減税補足給付金(調整給付) = ① + ② (1万円単位で「切り上げ」して算出)

【給付額の算出例】

<例1> 1人暮らし(扶養なし)で所得税20,000円・住民税所得割20,000円の場合

	定額減税可能額 ①	減税前の税額 ②	控除不足額 ①-②
所得税	30,000円	20,000円	30,000円-20,000円 =10,000円
個人住民税 所得割	10,000円	20,000円	10,000円-20,000円 =△10,000円 ⇒ 0円 (0円より小さい場合は0円)

控除不足額の合計：①10,000円+②0円=10,000円
定額減税補足給付金(調整給付)：10,000円

<例2> 4人家族(本人+3人扶養)で所得税31,000円・住民税所得割25,000円の場合

	定額減税可能額 ①	減税前の税額 ②	控除不足額 ①-②
所得税	3万円×4人(本人+3人) =120,000円	31,000円	120,000円-31,000円 =89,000円
個人住民税 所得割	1万円×4人(本人+3人) =40,000円	25,000円	40,000円-25,000円 =15,000円

控除不足額の合計：①89,000円+②15,000円=104,000円
定額減税補足給付金(調整給付)：110,000円(1万円単位で「切り上げ」)

■給付金の支給手続きについて

支給対象になると見込まれる方には、準備ができ次第、定額減税補足給付金の確認書を郵送いたします。

なお、所得税分については令和5年の所得税額により推計し、給付額が算定されます。令和6年分の所得税額の確定後、給付額に不足が生じた場合、改めて不足分を令和7年に追加給付する予定です。

■支給対象
納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、所得税(令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または、住民税(令和6年度分個人住民税所得割額)を上回る(減税しきれない)と見込まれる人となります。下図をご参考ください。

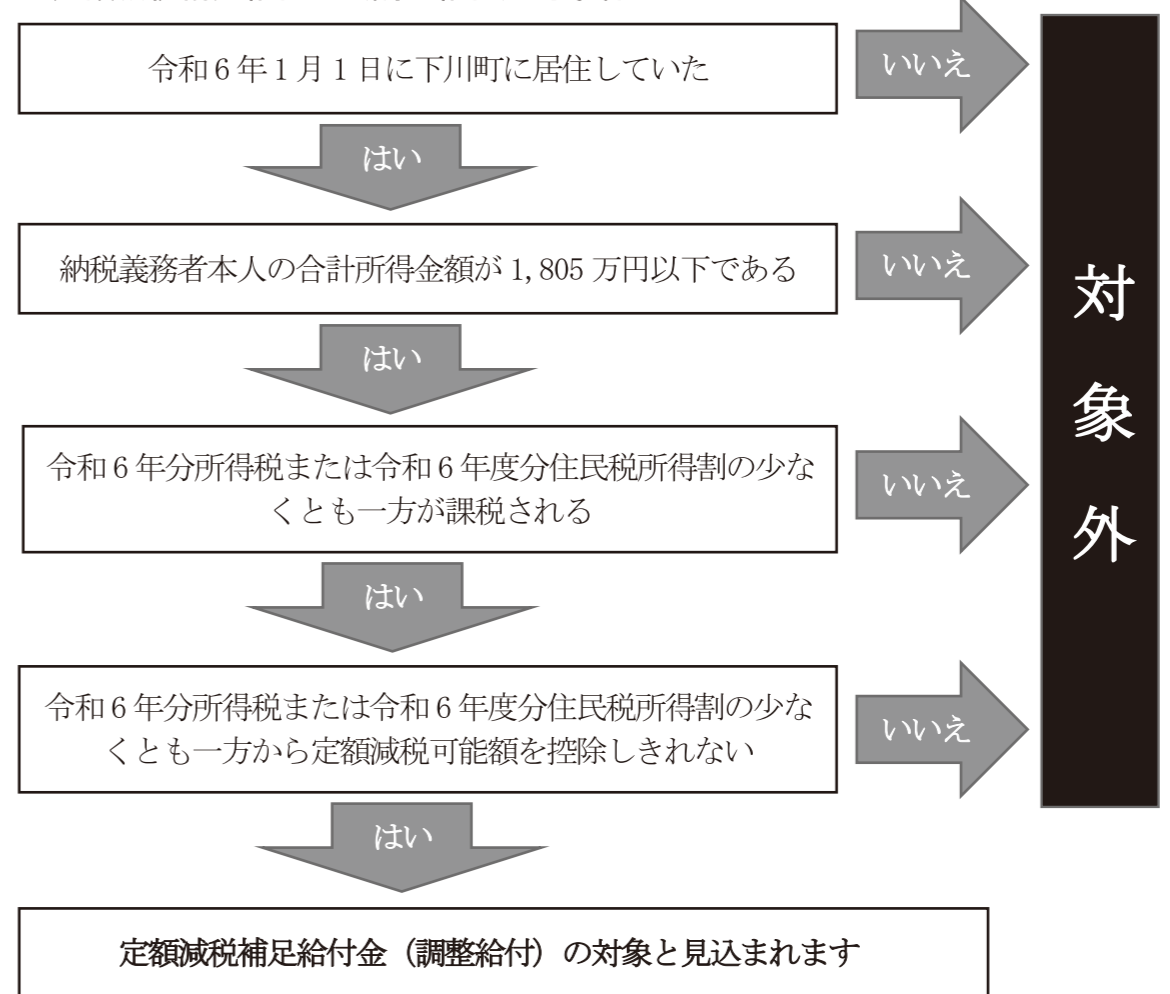
■定額減税補足給付金(調整給付)とは
納税額が少ないために全額減税しきれない人に差額を給付する仕組みが定額減税補足給付金(調整給付)となります。

■定額減税とは
令和6年分の所得税・住民税の徴収額から定額が控除される制度です。減税される額は4万円×(本人+扶養親族数)になります。具体的には、所得税から3万円、住民税から1万円が減税されます。

定額減税の対象者で、定額減税しきれないと見込まれる人に対し、その差額を調整のうえ給付します。

定額減税しきれない方へ差額を給付します
【定額減税補足給付金(調整給付)】

○定額減税補足給付金(調整給付)対象者



※令和6年1月2日以降に下川町に転入された方は、原則として以前にお住まいの市区町村からの給付と見込まれますので、詳しくは以前にお住まいの市区町村にお問い合わせください。

■お問い合わせ
保健福祉課
4-2511-1
4-2511-04
内線122